ASBJ

第 531 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(1)-4

日付　2024 年 8 月 20 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 223 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 223 回金融商品専門委員会（2024 年 8 月 8 日開催）において、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについての再提案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 貸付金代替性債券に関して、銀行にとって貸出金と実態が大きく変わらないため、信用リスクに関する処理を統一すべきであるという主張は理解できる。

3. 貸付金代替性債券を明確に定義することができるか検討が必要である。

4. 貸付金代替性債券の定義を定めるにあたり、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における事業モデルテスト及び契約上のキャッシュ・フローテストを考慮するのであれば、金融商品の分類及び測定の議論は避けられず、貸付金代替性債券の分類・測定のみを変更するのは困難ではないか。

5. 現行の金融商品会計基準は、金融商品の法的形態に基づいて分類及び測定を行っている。ここで、貸付金代替性債券という性質に着目した区分を作ることは複雑性を増加させるのではないか。本件については、今後の金融商品の分類及び測定の議論の中で検討する方が関係者の理解を得られると考える。

6. 金融商品の分類及び測定の議論が終わるまでは、貸付金代替性債券に関する事務局の提案の適用については、オプションとすることを検討してはどうか。

7. その他有価証券の中に貸付金代替性債券に類似する債券が存在する場合や金融機関が保有することを要件として定める場合には、比較可能性の問題が生じうると考える。

8. 本件は、現行の金融商品会計における定めによって区分できる満期保有目的の債券のみについて、まずは対応することも考えられる。

9. 満期保有目的の債券のうち一部の証券化商品などについては、IFRS 第 9 号では FVPL で

測定される金融資産に分類される可能性があると考える。

10. 貸付金代替性債券という区分を設ける場合、時価開示等の他の定めの検討も必要であり、それも含めて便益とコストの関係を検討する必要がある。

11. 保険業においては、責任準備金対応債券という区分が存在し、資産側の分類及び測定のみを変更した場合、負債の測定との不整合が生じる可能性がある。事務局の提案を進める場合には、保険業における取扱いについても検討する必要がある。

12. IFRS 第 9 号では、予想信用損失の見積りにあたり、企業は、特定の金融商品又は類似した金融商品の信用リスクに関する観察可能な市場情報も考慮すべきであるとされている。また、格付機関の格付や社内の信用リスクのモニタリングには一定のタイムラグが存在するものの、時価は多くの投資家の見解が素早く反映されるという特徴がある。これらの観点も踏まえ、時価を予想信用損失の見積りにあたり、利用することができるという点を補足文書の記載に加えることを検討してほしい。

以　上